

政令第五十八号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第六十九条及び第七十三条第一項、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第八十六条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）第十四条並びに特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）第二十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第一条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「六百四十六円」を「六百四十七円」に改める。

附則第二条の見出し中「平成二十八年度の」を「平成二十九年度以後の各年度における」に改め、同条第一項中「平成二十八年度における法」を「平成二十九年度以後の各年度における法」に、「同項第一号イ」を「同項第一号イ(1)」に、「平成二十八年三月一日から平成二十九年二月二十八日まで」を「当該年

度の前年度の三月一日から当該年度の二月末日までに、「同号ロ」を「同号ロ(1)及び(2)」に、「平成二十八年年度」を「当該年度」に改め、同条第二項を削る。

(国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正)

第二条 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令(昭和三十五年政令第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「千三百九十六円」を「千四百二円」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正)

第三条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令(昭和四十年政令第二百七十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「千八百七十六円」を「千八百八十一円」に改める。

第二条中「千八百七十六円」を「千八百八十一円」に、「三千七百五円」を「三千七百八円」に改める。

第三条中「千八百二十九円」を「千八百二十七円」に改める。

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正)

第四条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成十七年政令第四百四十九号）の一部を次のように改正する。

「二千五百八十九円」を「二千六百一円」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、補助金又は交付金から適用する。

- 一 第一条の規定による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（次号において「改正後算定政令」という。）第一条 平成二十九年度分の事務費負担金
- 二 改正後算定政令附則第二条 平成二十九年度に係る国民健康保険組合に対する補助金
- 三 第二条の規定による改正後の国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条 平成二十九年度分の事務費交付金

四 第三条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条から第三条まで 平成二十九年分分事務費交付金

五 第四条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令 平成二十九年分分事務費交付金